

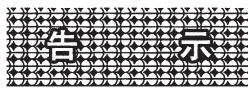


長野県報

10月24日(月)
平成17年
(2005年)
第1705号

目次

告示	
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路維持課)	1
公告	
家畜伝染病発生の報告(畜産課)	2
土地改良区の定款変更の認可(土地改良課)	2
土地改良事業の施行の同意(土地改良課)	2
一般競争入札(住宅課)	2
正誤(雇用・人材育成課)	3



告示

長野県告示第469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年11月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年10月24日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯島飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡松川町上片桐720番1地先から 下伊那郡松川町上片桐719番地先まで	旧	20.6~23.0 m	0.1080 km
同 上	新	18.8~20.2	0.1080

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那生田飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村大字河野2775番地先から 下伊那郡豊丘村大字河野2760番地先まで	旧	8.8~18.8 m	0.1128 km
同 上	新	7.4~10.2	0.1128

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 天竜峡停車場下平線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市龍江5497番16地先から 飯田市龍江5515番26地先まで	旧	10.0~11.8 m	0.0382 km
同 上	新	9.4~10.2	0.0382

道路維持課

長野県告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年11月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

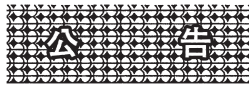
平成17年10月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡筑北村坂北字烏立9761番2地先から 東筑摩郡筑北村坂北字赤松9797番6地先まで	旧	4.6~12.0 m	0.3402 km
同 上	新	9.0~30.8	0.5500

道路維持課



公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年10月24日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	発生群数	発生の場所又は区域
腐蛆病	みつばち	平成17年10月6日	15	上伊那郡辰野町

畜産課

公告

平成17年10月14日、長野県神川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年10月24日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成17年10月7日、塩尻市による長崎地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年10月24日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月24日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度県営住宅東小諸団地外5団地受水槽・高架水槽清掃等業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の受水槽及び高架水槽の清掃

(3) 履行期間

平成17年11月21日から平成18年1月10日まで

(4) 履行場所

小諸市甲1574-1

県営住宅東小諸団地外5団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号の事業登録を受けている者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所建築課

電話 0267 (63) 3159 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年11月14日 午後2時
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 501号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年11月2日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め